

# 公社等見直しに関する実行計画

平成14年12月

(平成16年12月修正)

(平成18年 3月修正)

(平成19年 3月修正)

(平成20年 3月修正)

福島県行財政改革推進本部

(公社等外郭団体見直し部会)

## 目 次

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性 .....	1
公社等見直しに関する実行計画	
(企画調整部所管)	
福島県土地開発公社《継続》 .....	3
(生活環境部所管)	
財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構《新規策定》 .....	4
(商工労働部所管)	
財団法人福島県観光物産交流協会《修正》 .....	5
(財団法人福島県観光開発公社、財団法人物産プラザふくしま)	
(農林水産部所管)	
財団法人福島県農業振興公社《継続》 .....	6
社団法人福島県林業公社《継続》 .....	8
財団法人福島県きのこ振興センター《継続》 .....	12
(土木部所管)	
福島県住宅供給公社《修正》 .....	14
福島県道路公社《継続》 .....	16
財団法人福島県下水道公社《修正》 .....	17
(教育庁所管)	
財団法人福島県自然の家《修正》 .....	19

《継続》： 現行の「実行計画」(H19.3修正)を継続

《修正》： 現行の「実行計画」(H19.3修正)を修正

《新規策定》： 新たに「実行計画」を策定

## 公社等外郭団体の今後の見直しの方向性

「実行計画等」に基づき見直しを進める公社等（11団体）	
1 新たに実行計画を策定する公社等（1団体）	
公社名	見直し方向性
(財)福島県青少年育成 ・男女共生推進機構	今後の公社のあり方を踏まえた経営計画の策定とその着実な実行
2 現行の実行計画（H19.3修正）を修正する公社等（5団体）	
公社名	見直し方向性
(財)福島県観光開発公社	観光三団体統合により新たに発足する「(財)福島県観光物産交流協会(仮称)」の中長期的な経営計画の策定
(財)物産プラザふくしま	
福島県住宅供給公社	解散までの着実な業務整理及び清算法人のあり方の検討
(財)福島県下水道公社	民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社のあり方等の抜本的な検討・見直し
(財)福島県自然の家	公社のあり方の基本的方針に基づく見直しの実施
3 現行の実行計画（H19.3修正）を継続する公社等（5団体）	
公社名	見直し方向性
福島県土地開発公社	「経営方針」に基づく着実な債権回収等の実行
(財)福島県農業振興公社	「第三次経営合理化計画」等に基づく主体的な取り組みの実行
(社)福島県林業公社	「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取り組みの実行
(財)福島県きのこ振興 センター	産地形成の目標年次である平成23年度を視野に入れた公社のあり方等の見直し
福島県道路公社	有料道路に係る将来の管理方法等の検討 公社運営や組織体制のあり方等についての抜本的な検討・見直し

主体的・自立的な見直しを進める公社等（10団体）

公 社 名	見 直 し 方 向 性
(財)ふくしま自治研修 センター	シンクタンクふくしまの機能再編に伴う研修部門 との一体的な取組の実行
(財)福島県国際交流協会	「運営基本計画」に基づく主体的な取組みの実行
(社福)福島県社会福祉事業団	主体的・自立的な改革の継続
(財)福島県栽培漁業協会	「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県産業振興センター	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしまフォレスト・エコ・ ライフ財団	経営計画等の策定による主体的・自立的な取組み の推進
(財)ふくしま市町村建設支援 機構（旧建設技術センター）	再生計画（アクションプログラム）の着実な実行
(財)福島県都市公園・緑化協会	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県文化振興事業団	「運営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしま海洋科学館	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行

団体名	福島県土地開発公社	継続
-----	-----------	----

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標】

今後の在り方の実現方策を取りまとめた「経営方針」に基づいて、適正な債権管理や組織・人員体制の合理化を着実に実行する。

#### 【今後の在り方の骨子】(平成17年3月25日公社等外郭団体見直し部会決定)

新規事業に着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制へ合理化を進めていく。

### 改革工程表

#### 【目標についての具体的な工程表】 - 土地開発公社の「経営方針」に基づく着実な取り組み

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
適正な債権管理	<p>公社は、「福島県土地開発公社経営方針」に基づき、着実な債権回収を図る。</p> <p>県は、関係領域等との調整を図るなど、債権回収の進行管理を行う。</p> <p>「福島県土地開発公社経営方針」(平成18年3月策定)における経営改革の骨子</p> <p>組織・人員体制の見直し 事務所経費の削減 借入金利の引き下げ 債権回収の着実な実施</p>	<p>18年4月～</p> <p>18年4月～</p>	<p>公社</p> <p>県</p>	
組織・人員体制の合理化	<p>他団体との統合等の具体的な手法等及び業務量に応じた組織・人員体制についてとりまとめる。</p> <p>ア 現状の整理 イ 課題・問題点の検討整理 ウ 検討結果の取りまとめ エ 検討結果を踏まえ、関係機関との調整</p>	19年度	<p>県、公社</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	

### 進行管理体制

企画調整部土地調整グループを中心に、関係部局等との調整を適宜行いながら進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による統一的・客観的な点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	新規策定
-----	-----------------------	------

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】

今後の公社のあり方を踏まえた経営計画の策定

経営計画期間（5年）及び成果指標（施設利用者数等）の設定によるマネジメントサイクルの構築  
効率性・経済性を踏まえた財政基盤の安定への取組み

青少年育成団体及び地域ボランティア等との連携による青少年育成事業の新たな取組み

青少年会館と男女共生センターとの連携強化

#### 【目標 2】

経営計画の着実な実行

### 改革工程表

#### 【目標 1 についての具体的な工程表】 - 今後の公社のあり方を踏まえた経営計画の策定

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
経営計画の検討・策定	マネジメントサイクルの基本となる経営計画について、公社が主体的に検討し策定する。	19年度	公社	

#### 【目標 2 についての具体的な工程表】 - 経営計画の着実な実行

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
経営計画の着実な実行	公社が策定した経営計画に基づき、新たな取組みを着実に実行するとともに、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。	20年度 ～	公社 県等 (出資者)	

### 進行管理体制

公社内に設置した「経営計画策定委員会」により、経営計画の検討と策定を行う。

公社と県等（出資者）による評価機関等により、経営計画の評価及び検証を行う。

団体名	財団法人福島県観光物産交流協会	修正
-----	-----------------	----

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標】

(財)物産プラザふくしま、(財)福島県観光開発公社及び(社)福島県観光連盟の統合により誕生する(財)福島県観光物産交流協会が、安定した財政基盤を確保するとともに、本県経済の発展に貢献する組織としての地位を確立するという目標達成のため、中期的な経営計画を策定する。

### 改革工程表

#### 【目標についての具体的な工程表】 - 経営計画の策定

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
経営計画の策定	協会事務局において、経営計画を策定する  〔主な項目〕 ア 観光と物産の具体的連携方策 イ 公益事業の適切な実施 ウ 収益事業における収益性の向上 エ 経費削減策の実施 オ 新公益法人制度への対応	20年 9月まで	公社	
実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
経営計画の着実な実行	上記経営計画の着実な実行を図るとともに、定期的な評価、検証、見直しを行う。 (P D C Aによる不断の経営改革の実施)	20年度 ~	公社	

### 進行管理体制

経営計画の決定権限を有する役員が、検討の過程においても随時参画、関与する。

公益事業に関しては、県の方針との調整を行う。

経営計画の実行状況に関しては、公社自らが主体的に進行管理する中で評価、見直しを行っていくが、県としても公社の運営状況を定期的に調査するなどしながら、必要に応じた助言等を行う。

団体名	財団法人福島県農業振興公社	継続
-----	---------------	----

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】

第三次経営合理化計画（平成 18 年度末策定予定）に基づき、次の各事項に取組み、累積欠損金（18 年度末で約 481 百万円（見込み））を平成 23 年度末までに約 351 百万円（130 百万円）に縮減する。

より一層の経費節減を図る。

農地保有合理化事業等手数料の増収を図る。

#### 【目標 2】

開発関連長期保有地や一般長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

開発関連長期保有地・・・市町村からの申出書等に基づいて買い入れた未墾地又は造成して農地とした土地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。（郡山市郡山東部地区 26.9ha、会津若松市大戸地区 9.8ha、相馬市磯部地区 4.0ha、同柚木地区 7.6ha、計 48.3ha（17 年度末現在））

一般長期保有地・・・規模拡大農家に売り渡す目的で買い入れた農地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。（所在地：6 市町村、計約 17.2ha（17 年度末現在））

### 改革工程表

#### 【目標 1 についての具体的な工程表】 - 第三次経営合理化計画に基づく取組み

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
経費の節減	ア 役職員年間給与を年間約 5 百万円ずつ、5 年間削減する。 イ 定年退職者の補充は、嘱託職員を雇用して賄う。 ウ 第二次経営合理化計画の内容を継続し、事務補助員雇用月数を平成 13 年度の約 2 分の 1 に削減し、雇用経費を年間約 2,200 千円節減する。 エ 第二次経営合理化計画の内容を継続し、県内日帰り出張の場合の日当支給は行わないこととし、旅費を年間 1,300 千円節減する。	19 ~ 23 年度	公社	
収入の確保	ア 第二次経営合理化計画の内容を継続し、農作業受委託手数料及び農地賃貸借手数料により、年間約 6,900 千円の手数料増収を図る。	19 ~ 23 年度	公社	
県の助成措置	公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ、所要の助成措置を講じる。	19 年度 ~	県	
累積欠損金の縮減	以上の取組みにより平成 18 年度末約 481 百万円の累積欠損金を平成 23 年度末には約 351 百万円まで縮減する。	19 ~ 23 年度	公社	

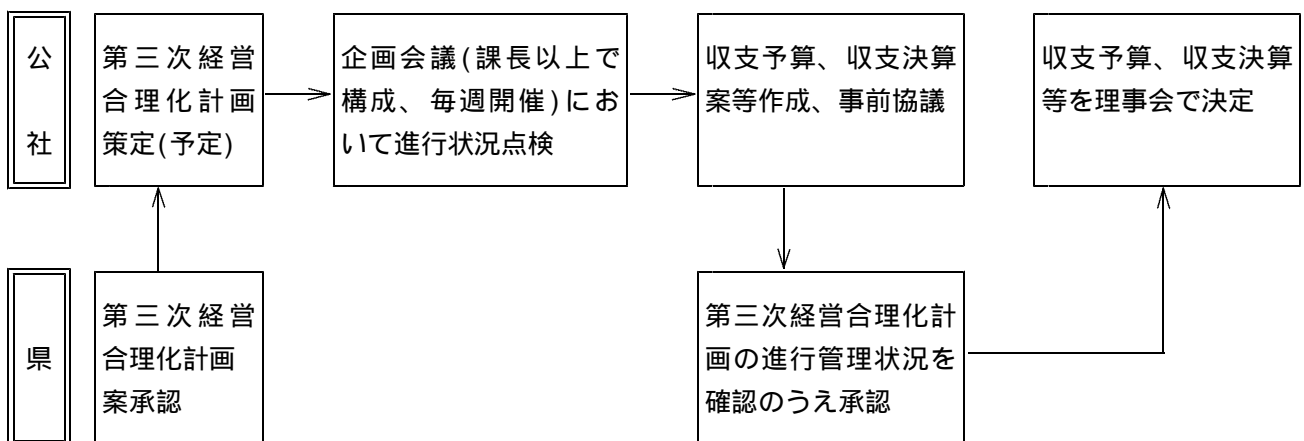


【目標2 についての具体的な工程表】 - 長期保有地の処分

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
開発関連長期保有地の処分策	ア 関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効利用方策を検討のうえ早期処分に努める。 イ 売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。 ウ 売渡に当たっては、差損対策や支援対策等について関係機関とも協議しながら処分に努める。	19～23年度	公社、県等	
一般長期保有地の処分策	ア 市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、早期処分に努める。 イ 売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の農地価格動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。 ウ 農地価格の下落等に備えるための売買事業損失引当金の積み増しを行う。	19～23年度	公社	

進 行 管 理 体 制

農業振興公社の第三次経営合理化計画（平成18年度末策定予定）については、計画策定に関係した総務予算グループ、普及教育グループ、担い手育成グループ及び農業振興公社において進行管理を行う。



関係グループ（総務予算グループ、普及教育グループ、担い手育成グループ）

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	社団法人福島県林業公社	継続
-----	-------------	----

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標１】

公社造林の公益的・多面的機能の高度・持続的発揮、造林木の材価安定・向上のため、森林施業について次のとおり見直す。

区分	管理育成	契約期間	伐採方法	返還方法	分収方法
現行	生産林特化	60年	皆伐	裸地	換金
見直し方向	針広混交林	80年	択伐	未伐木は返還	換金及び材積

#### 【目標２】

第２次改善計画（平成１３年６月策定）期間末の平成８０年度時点で、材価等が現状で推移した場合、約３７２億円の損失が見込まれることから、公社自らの改善策、県の支援による改善策、及び土地所有者の協力による改善策を実施することにより経営改善を図る。

#### 《 経営改革による長期収支改善策の概要 》

区分	取組内容	改善効果 (億円)
公社自らの改善策	管理費等節減、及び木材販売対策強化	30
県の支援による改善策	公庫借入金の繰上償還に伴う無利子貸付の実施、公庫新規借入中止	138
土地所有者の協力による改善策	現行分収契約（割合）を〔公社８０：土地所有者２０〕に変更（ただし、市町村有地は〔公社８９：市町村１１〕に変更）	106

#### 《 公社の主たる事業である「分収造林事業」の概要 》

公社による分収造林は、山村地域の資源の有効利用を図るため、「資金がない」「労力がない」といった事情で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採に至るまでの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間は60年で、伐採後の売却収入から必要経費（伐採経費、搬出経費）を控除した金額を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続き、林業作業員賃金単価も低い状況であったが、現在、木材価格は決定時の1/3以下（ピーク時の1/5以下）、林業作業員賃金単価は昭和48年の約7倍となっており、木材販売収入に多くを依存した経営は行き詰まることが想定される。

また、公社が経営する森林は、そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、当分の間は収入が期待できず、経営面で厳しい状況にある。（林業は、資本の投資から回収まで極めて長期間を必要とする特質がある。）

## 改 革 工 程 表

### 【目標 1 についての具体的な工程表】 - 森林施業の見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
森林施業の見直し	<p>下記事項について見直しを行い、分収割合の見直しと併せ土地所有者の理解を得た上で変更契約を締結する。</p> <p>ア 管理育成手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生産林特化」から「針広混交林」への転換</li> </ul> <p>これまで管理・育成してきた造林木の択伐施業の導入に併せ、針広混交林化を図ることにより、森林の公益的機能の高度発揮と管理コストの節減を図る。</p> <p>イ 契約期間の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行60年から80年への変更</li> </ul> <p>長伐期施業の導入により森林の公益的機能の高度発揮と、材価の安定、労働力の軽減を図る。</p> <p>ウ 伐採及び返還方法（分収方法）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行「皆伐（換金分収）」から「択伐（換金及び材積分収）」への変更</li> </ul> <p>大面積皆伐を避けることにより林地保全を図るとともに、残存木については立木の状態で返還することにより、土地所有者の再造林の負担の解消を図る。</p>	18年度 ～	公社	

### 【目標 2 についての具体的な工程表】 - 抜本的な収支改善策の取組み

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
公社管理費等の節減等（公社自らの改善策）	<p>ア 管理費等の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤役員の退職金を廃止する。</li> <li>・ 森林管理業務の委託等による業務・組織の見直しを行う。</li> <li>・ 森林の状況に適合した森林施業を実施するとともに、作業期間の一致する作業を合併発注し、諸経費の節減を図る。</li> <li>・ 可能な地域においては、異なる事業種を年度内において一括発注し、経費節減と発注作業の軽減化を図る。</li> </ul> <p>（ 収支改善効果 18億円 ）</p>	18年度 ～ 80年度	公社	

	<p>イ 立木販売等の増収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場、山元での立木販売以外に、直接、素材利用者（土木業者等）への保育間伐材販売に取り組む。</li> <li>木材市場の動向を的確に把握するとともに、中期的な間伐材販売計画を策定し、安定した収入の確保に努める。</li> <li>主伐期の有利販売方法について早期から検討を開始し、必要な業務システム及び販売体制の構築に努める。</li> <li>インターネット等を活用し積極的に木材販売に関する情報の提供を行う。 （ 収支改善効果 12 億円）</li> </ul>	18年度 ～ 80年度	公社
	<p>ウ 無利子資金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無利子の森林整備活性化資金の融資枠等の拡充を要請しながら積極的な活用を図る。</li> </ul>	18年度 ～	公社
	<p>エ 借入金利子負担の軽減化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林漁業金融公庫の既往の借入金について、低利な借換制度を活用し、利子負担の軽減を図る。</li> </ul>	18年度 ～	公社
繰上償還等の実施（県の支援による改善策）	<p>ア 利率3.5%超借入金の繰上償還の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、農林漁業金融公庫より制度上認められている利率3.5%を超える借入金の繰上償還を実施する。 （ 収支改善効果 31 億円）</li> </ul> <p>イ 利率3.5%以下借入金の繰上償還の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2次経営改善計画の取組状況、分収契約変更等の状況を見極めながら、平成21年度以降に農林漁業金融公庫借入金の全額繰上償還の実施を検討する。 （ 収支改善効果 95 億円）</li> </ul> <p>ウ 農林漁業金融公庫資金の新規借入中止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全額繰上償還後の新規公庫借入を中止することにより、借入利息の発生を防止する。 （ 収支改善効果 12 億円）</li> </ul>	18年度   21年度 以降  21年度 以降	公社・県   公社・県  公社・県

造林分収契約の見直し（土地所有者の協力による改善策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も造林木を適正に管理し、森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、分収契約の見直しについて土地所有者の理解を得た上で、変更契約の締結を推進する。</li> <li>なお、契約時から多年経過しているため、一旦全ての権利関係調査を行う。</li> <li>[分収割合 公社80：土地所有者20]</li> <li>ただし市町村有地は</li> <li>[分収割合 公社89：市町村11]</li> <li>( 収支改善効果 106億円)</li> </ul>	18年度 ～ 21年度	公社	18年度:市町村 18～21年度: その他の土地所有者  契約件数 約3千件 契約者数 約9千人
----------------------------	---	-------------------	----	---

## 進 行 管 理 体 制

平成18年5月開催予定の通常総会において、上記改革目標を織り込んだ第2次改善計画変更の承認を得、平成18年度中に計画期間の延長を含め現分期計画（期間：平成15～19年度）の見直しを行う。

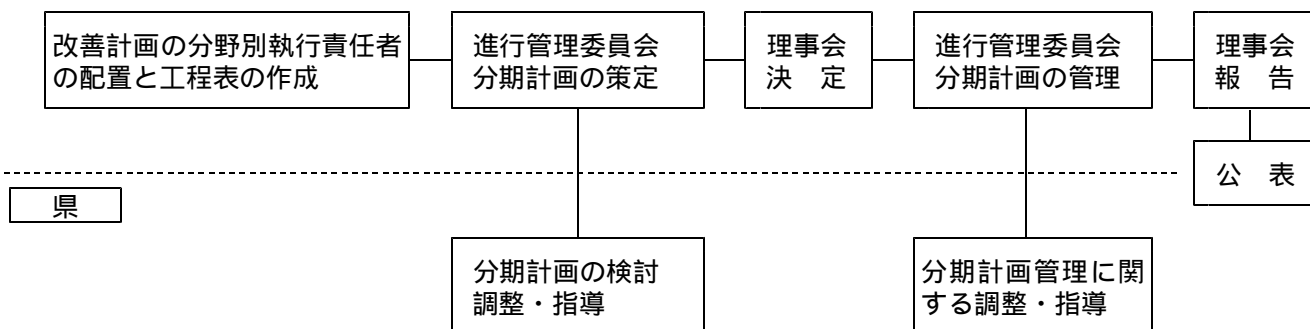
また、平成80年度を目標とした長期計画であることから、見直し後の現分期計画以降においても原則として5年を一期とする分期計画を策定する。

公社の進行管理委員会において、第2次改善計画・同分期計画に基づく改善内容、及び分収契約変更を含めた業務内容の進行管理を行う。

第2次改善計画を含めた分期計画の実施状況については、毎年ホームページ等により公表する。

### 進行管理の流れ図

#### 林業公社



進行管理委員会は公社副理事長、専務理事、市町村理事及び森林整備グループ参事を構成員とする。

県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	財団法人福島県きのご振興センター	継続
-----	------------------	----

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標】

県は、産地形成に向けて「産地化促進実施計画」等を策定し、計画的な実行と技術移転を推進するとともに、計画の進捗を踏まえ団体の育成、業務移管に取組み、平成23年度までに公社の在り方等の見直しを行う。

### 改革工程表

【目標についての具体的な工程表】 - 産地化促進実施計画等の推進と公社の在り方等の見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
産地化促進実施計画の策定による計画的な産地形成の推進	<p>県オリジナル品種による産地化の促進に向けた具体的な「産地化促進実施計画」を策定し、産地形成を計画的に推進する。</p> <p>1 実施計画の策定期間</p> <p>2 実施計画検討の方法 産地化促進検討会議を設置して検討する。</p> <p>3 実施計画の主な内容</p> <p>ア 産地化の予定地区の現況課題等 ・生産者、生産施設の現状、栽培環境状況等</p> <p>イ 産地化促進の実施計画等 ・品種の選定、担い手の確保、技術指導の実施、生産施設計画等</p> <p>・振興対策事業の実施</p> <p>ウ 消費拡大及び販売戦略の検討</p>	<p>19年度 ～ 23年度</p> <p>19年6月</p>	県、公社	<p>【検討会議】 (構成員) 県、関係団体 (計画検討時期) 平成19年4月 ～平成19年6月</p>
技術移転の推進	<p>農林事務所主体の指導体制を確立するため、技術移転等に関する年度別の研修等計画を策定し、公社がこれまで培ってきた技術について農林事務所等への移転を計画的に推進する。</p> <p>1 技術移転の方法等</p> <p>ア 栽培技術指導マニュアルの作成</p> <p>イ 技術講習会、現地研修会の開催</p>	<p>19年度 ～ 23年度</p>	県、公社	

団体の育成、 業務移管の取組 み	産地化促進実施計画の進捗状況を踏まえ、 生産者の組織化とネットワーク化による組 織の強化を進め、種菌の増殖・供給ができ る団体の育成、公社業務の移管に取り組む。	21年度 ～ 23年度	県、公社	
公社の在り方 等の見直し	上記～を着実に実行し、公社の在り 方等の見直しを行う。	23年度 まで	県	

### 進 行 管 理 体 制

農林水産部において関係部局との調整を適宜行いながら進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団 体 名	福島県住宅供給公社	修 正
-------	-----------	-----

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標】

住宅供給公社は、平成16年9月に策定（平成18年10月改訂）した「福島県住宅供給公社整理計画」に基づき、平成20年度末の解散に向けて着実に業務の整理を行うとともに、清算法人のあり方について検討を行う。

県は、計画の進捗状況の点検等を行いながら、必要な指導と支援を行う。

### 改 革 工 程 表

#### 【目標についての具体的な工程表】 - 解散に向けた業務の整理及び清算法人のあり方の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考											
解散に向けた業務の整理	<p>ア 公社所有資産の処分 整理計画に基づき処分を行う。</p> <p style="text-align: center;">公社所有資産の状況（平成20年1月末現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資産の種類</th> <th style="width: 15%;">件 数</th> <th style="width: 55%;">面 積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸事</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">37,118.36</td> </tr> <tr> <td>業資産</td> <td style="text-align: right;">7,037.18</td> </tr> <tr> <td>その他土地資産</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">46,480.52</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	件 数	面 積 (㎡)	賃貸事	5	37,118.36	業資産	7,037.18	その他土地資産	6	46,480.52	20年度	公社	
	資産の種類	件 数	面 積 (㎡)												
	賃貸事	5	37,118.36												
	業資産		7,037.18												
その他土地資産	6	46,480.52													
<p>イ 長期割賦債権の回収等 整理計画期間内の確実な回収を図るとともに、公社解散後の管理・回収方法について検討を行う。</p>	20年度	公社													
<p>ウ 経常経費の節減 整理計画に基づき、経営合理化策として、諸経費の節減に努める。</p> <p style="text-align: center;">経費節減目標（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 35%;">20年度目標額</th> <th style="width: 35%;">15年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤役職員人件費</td> <td style="text-align: right;">127,000</td> <td style="text-align: right;">51%</td> </tr> <tr> <td>共通経費事務費</td> <td style="text-align: right;">14,936</td> <td style="text-align: right;">62%</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	20年度目標額	15年度比	常勤役職員人件費	127,000	51%	共通経費事務費	14,936	62%	20年度	公社				
項 目	20年度目標額	15年度比													
常勤役職員人件費	127,000	51%													
共通経費事務費	14,936	62%													
<p>エ 職員の処遇 整理計画に基づき、現公社職員の処遇についての支援を行う。</p> <p style="text-align: center;">現行の支援制度</p> <p style="text-align: center;">「公社職員資格取得等支援制度」</p> <p style="text-align: center;">「民間コンサルティング会社のサービスを活用した再就職支援」</p>	20年度	公社、県													



清算法人のあり方の検討	長期割賦債権の回収状況、瑕疵担保責任対象件数や買戻特約登記の抹消の進捗状況等を踏まえ、清算法人の組織体制や存続期間等について検討を行う。	20年度	公社、県
-------------	--	------	------

### 進 行 管 理 体 制

土木部において公社と調整を図りながら進行管理を行う。

業務の整理状況など全般的な事項については、県が定期的に公社から報告を受け、必要に応じて助言等を行うとともに、清算法人のあり方については、随時、県と公社で協議を行っていく。

団 体 名	福島県道路公社	継 続
-------	---------	-----

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】

スカイライン等観光有料道路について、本県の重要な観光資源であること、山岳地帯の厳しい自然条件等により高額な維持管理費を要すること等を踏まえ、将来の管理等の在り方について検討を行う。

#### 【目標 2】

公社の目的、果たす役割、経営状況等を踏まえ、公社運営や組織体制の在り方について、抜本的な検討・見直しを行う。

### 改 革 工 程 表

#### 【目標 1 についての具体的な工程表】 - 観光有料道路の将来の管理方法等の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
観光有料道路の維持管理上の課題と将来の管理方法についての検討	平成 25 年 7 月 24 日に料金徴収期限を迎える予定のスカイライン等プール 3 路線について有料道路事業の継続を含めた将来の管理方法等について検討する。  〔検討内容〕 ・将来に向けた維持管理上の諸課題の整理 ・維持管理有料も含め有料道路事業の継続による維持管理の検討 等	19 ~ 20 年度	公社 県	

#### 【目標 2 についての具体的な工程表】 - 公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
公社運営や組織体制の在り方についての検討・見直し	関連事業の設計積算受託業務の在り方、規模等について検討・見直しを行う。 公社が自立的な事業展開を図るために、必要な人材の確保等、組織体制の在り方について検討・見直しを行う。  〔検討・見直し内容〕 ・プロパー職員の規模、育成等の検討・見直し ・県派遣職員の規模、組織体制の検討・見直し 等	19 年度	公社 県	

### 進 行 管 理 体 制

道路公社が県と調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。

総括責任者：専務理事（総務担当）

副総括責任者：専務理事（業務担当）

運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	財団法人福島県下水道公社	修正
-----	--------------	----

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標】

県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、段階的に民間一括委託方式に移行することを決定した。

今後、公社の役割分担を明確にしつつ組織体制の見直しを行いながら、さらなる下水道の普及・啓発と市町村支援業務の強化を図っていく。

### 改革工程表

#### 【目標についての具体的な工程表】 - 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
今後の管理方式の検証	<p>平成 20 年度から二本松処理区の維持管理を民間一括委託方式で行うことになり、業務状況を検証及び制度改善しながら、他の 3 処理区へも段階的に民間一括委託方式を導入していく。</p> <p>検証の方法</p> <p>平成 20 年度に学識経験者と流域下水道関係市町村の代表を構成員にした「民間一括制度評価委員会（仮称）」を設置し、制度を評価する。</p>	19 年度 ~  20 年度 ~	県	
検証内容等を踏まえた検討	<p>今後は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間一括委託方式において公社の業務となる「委託の履行確認（受託者の監視、評価等）」及び「県支援業務（委託設計作成補助等）」に取り組むとともに、民間一括委託方式の今後の評価等を踏まえた組織体制等を検討していく。</li> <li>設計積算等の受託事業について、市町村のニーズを把握し、支援の充実に努める。</li> <li>下水道事業の一層の普及向上を図るため、市町村職員を対象とした研修事業や地域住民への下水道 PR 事業をこれまでの評価を踏まえて充実に図る。</li> <li>公益法人制度改革三法が平成 20 年 12 月に施行されるため、今後、当公社においても、設立趣旨を踏まえ、在り方について検討していく。</li> </ul>	20 年度 ~  17 年度 ~  19 年度 ~  20 年度 ~	公社	

組織体制の見直しと新規事業の検討

二本松処理区においては、平成 20 年度から 4 年契約で民間一括委託方式の維持管理を行うことになり、公社はその履行確認業務と流域下水道建設事務所の業務補完を行う体制となる。  
 他の 3 処理区についても平成 24 年度までに民間一括委託方式に移行する計画であり、委託業務及び新規事業の内容に合わせた組織体制としていく。

20 年度～

県・公社

## 進行管理体制

については、土木部において進行管理を行う。

については、公社において進行管理を行う。

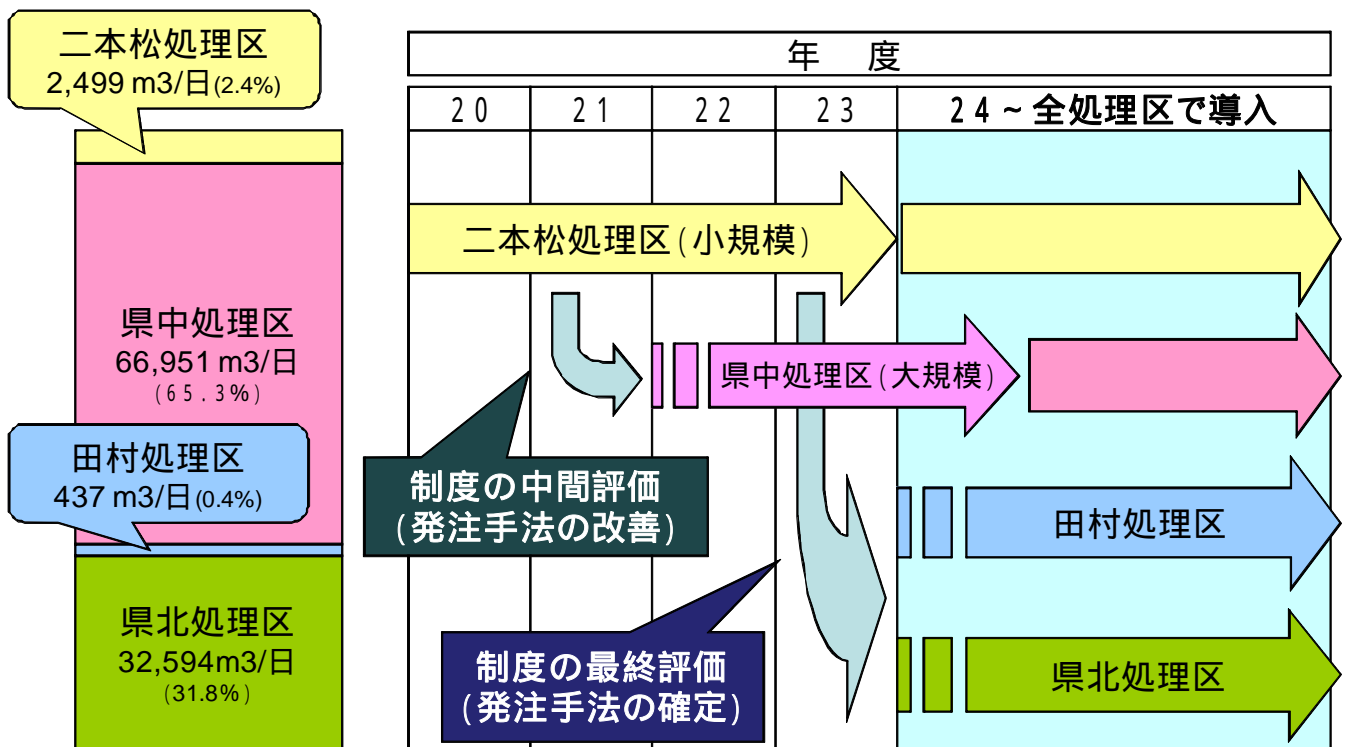
については、公社が県と調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。

総括責任者：常務理事（総務） 副総括責任者：常務理事（業務）

公社の運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

参考

### 民間一括委託の段階的移行



団体名	財団法人福島県自然の家	修正
-----	-------------	----

### 見直しの方向性を踏まえた改革目標

#### 【目標】

公社等見直し部会(H20.3.24)で承認された次の方針に基づく取り組みを行う

- (1) 公社本来の自立的・独立的な経営促進を図るため、県の関与を最小限にすること及び指定管理者制度の適切な運用を図る視点から、平成20年度末限りで、事業の実施に伴う県派遣教職員を引き上げるとともに、新たな県教職員の派遣を停止する。
- (2) (1)の決定により、当該財団は法人としての主目的事業の実施が不可能となり、平成20年度末をもって解散となることが見込まれる。
- (3) (1)及び(2)を踏まえて、公の施設としての自然の家の管理運営のあり方を検討する。

### 改革工程表

【目標についての具体的な工程表】 - 財団の解散に向けた取り組み及び公の施設としての管理運営のあり方についての検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
県からの派遣教職員の引き上げ及び新たな県教職員の派遣の停止	県からの派遣教職員の引き上げ及び新たな県教職員の派遣の停止に係る関係機関等との各種調整を行う。	20年度	県 公社	
財団の解散についての意思確認	6月中旬開催の理事会において、財団解散についての議案審議が予定されており、その結果の報告を受ける。			
残余財産等の整理方法の検討	財団の意向を確認しながら、基本財産（県出捐金、寄付金、運用利息等）及びその他の財産の処分等、整理方法を検討する。 関係機関との協議を行う。			
清算法人のあり方の検討	清算法人の組織体制や清算終了の時期について検討する。 ・今後、解散を予定している財団等を参考に検討を進めていく。			
各種課題及び公の施設としての自然の家のあり方の検討	提供するサービスのあり方、利用料金の見直し等の各種課題への対応及び施設の管理運営のあり方について検討する。 ・自然の家の運営形態の決定 ・運営形態に見合った人員体制の整理 ・利用料金の見直し（学校利用団体からの利用料金の徴収、県外利用者の			

利用料金の設定等)  
・閑散期の対応

## 進 行 管 理 体 制

社会教育課が進行管理を行う。